

北九州イクボス同盟 PR・加盟促進事業  
公募型プロポーザル 実施説明書

1 業務名

北九州イクボス同盟 PR・加盟促進事業

2 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 事業に係る予算上限額

3,800,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む額)

4 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

5 業務内容

北九州イクボス同盟 PR・加盟促進事業 委託仕様書のとおり

6 参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望するもの(以下「参加希望者」という。)は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2)北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3)本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4)北九州市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

7 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。

- (1)前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなった場合
- (2)不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触した時
- (3)提案書に虚偽の記載をしたことが判明した時

## 8 実施スケジュール

- (1)告知開始日 令和5年9月1日(金)
- (2)質問書の提出期限 令和5年9月8日(金)正午まで
- (3)参加申出書の提出期限 令和5年9月15日(金)正午まで
- (4)企画提案書の提出期限 令和5年9月22日(金)正午まで
- (5)審査期間(書面開催) 令和5年9月25日(月)～27日(水)
- (6)受託候補者特定及び結果通知 令和5年9月29日(金)(予定)
- (7)以後のスケジュールは、選定事業者との協議により決定する。

※説明会は開催しない。

※各実施日は、事務の都合により変更される場合がある。

## 9 質問

質問がある場合は、「(様式1)質問書」により、「17 事業所管課」へ電子メールにて提出すること。送信後、電話により受信の確認を行うこと。

※提出の際は、ファイル名を「貴社名\_質問書」とすること

- (1)質問書の提出期限  
令和5年9月8日(金)正午まで
- (2)質問に対する回答予定  
令和5年9月12日(火)
- (3)質問回答方法  
質問者を伏せて市ホームページにて回答書を掲載

## 10 参加申出書の提出

本件に参加を希望する者は、以下のとおり「(様式2)参加申出書」を提出すること。期限までに提出がない場合は、本件に参加できない。

※提出の際は、ファイル名を「貴社名\_参加申出書」とすること

- (1)参加申出書の提出期限  
令和5年9月15日(金)正午まで
- (2)提出先  
「17 事業所管課」と同じ
- (3)提出方法  
電子メールで提出。送信後、電話により受信の確認を行うこと。

## 11 提案書の提出

参加希望者は、期限までに下記の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。また、提案にかかる費用については、事業者の負担とする。

(1)提出書類・部数

① 企画提案書(様式自由)・8部

すべてA4判縦、横書き、長辺綴りで作成すること。なお、図面等でこれによりがたい場合は A3判横でも可とする。また、提案書にはカバー等はせず、ステープル止めで提出すること。

※1部は原本(社名、代表者印入り)、7部はいずれのページにも社名が記載されていないものを提出

※データ提出の際はファイル名を【貴社名\_\_企画提案書(社名あり)】【貴社名\_\_企画提案書(社名なし)】とすること

② 見積書(様式自由)・8部

見積金額総額及び明細(消費税及び地方消費税を含み、事業実施に係る費用の詳細が分かるように記載すること。)

※1部は原本(社名、代表者印入り)、7部は社名が記載されていないものを提出

※データ提出の際はファイル名を【貴社名\_\_見積書(社名あり)】【貴社名\_\_見積書(社名なし)】とすること

※見積金額総額が予算を超えると失格となりますのでご注意ください

(2)企画提案書の内容

① 事業方針

② 実施内容

③ 実施スケジュール・体制

④ 会社概要・実績

(3)提出方法

① 提出期限:令和5年9月22日(金)正午まで

※持参による提出の場合、平日の9時から17時(最終日は12時(正午))までの時間厳守とし、この期間以外の受付は一切しない

※提出の期限を過ぎた場合、失格とする

② 提出先「17 事業所管課」と同じ

③ 提出方法

下記の二つの方法で提出すること。

・書面

郵送又は持参にて提出。(郵送の場合は書留郵便で、上記期限必着のこと)

・データ

直接添付でメールにて提出。企画提案書はPDF形式とする。(上記期限必着)

※送信後、電話により受信の確認を行うこと

※いずれかが提出期限を過ぎた場合、失格とする

## 12 審査

提出された企画提案書等に基づき、審査委員会による審査を行い、受託候補者を特定する。

### (1)審査方法

書面審査とする。提出書類の内容を審査基準に則って審査を行う。

### (2)審査基準

審査の評価項目、評価基準及び配点はそれぞれ別紙「審査評価表」による。

なお、企画提案書を提出した者が一社であった場合においても審査を実施するが、審査の結果、審査委員会の全委員の評価点の平均点が30点未満の場合は選定しないものとする。

### (3)審査する者

北九州市職員及び外部有識者等で組織する審査委員会

## 13 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、提案者全員に次の事項を通知する。

### (1)受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨

### (2)当該提案者の順位及び点数

### (3)受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

## 14 審査結果の公表

受託候補者を特定した場合は、市ホームページに次の事項を公表する。

### (1)受託候補者の商号又は名称

### (2)提案者数

### (3)提案者(受託候補者のみ商号又は名称を表示)の評価結果

### (4)審査委員会の委員(外部委員を含む)の氏名及び職名(職業)

### (5)審査委員会における主な意見

### (6)市の主な特定理由

## 15 受託候補者との契約締結

(1)市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、業務受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。

(2)協議が整った場合は、業務受託候補者はあらためて見積書を提出すること。仕様書と見積書を精査のうえ、随意契約による契約の締結を行う。

- (3) 契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則(以下「契約規則」という。)第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。
- (5) 受託候補者が「7 参加資格の喪失」に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記(4)と同様に処理を行う。
- (6) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規程の定めに従い処理する。

#### 16 その他注意事項

- (1) 提案に係る経費については、提案事業者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書を提出した後は、実施要領、仕様書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 参加申込書の提出後、企画提案を希望しない場合は、企画提案を辞退することが可能。この場合でも、以後、不利益な取り扱いを受けることはない。提案を辞退する場合は、電子メールにて、辞退届(様式自由)を提出すること。

#### 17 事業所管課

北九州市総務局女性の輝く社会推進室(担当:濱田、永原)  
電話:093-582-2209 FAX:093-582-2624  
住所:〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号  
Mail:sou-josei@city.kitakyushu.lg.jp